

意見陳述要旨

平成23年6月16日

東京高等裁判所第24民事部 御中

控訴人 山崎 正 則

1 平成17年9月、私と好重は、横須賀に新築のマンションを買って引っ越しました。新しいマンションでの生活は、今思い出しても、本当に幸せいっぱいでした。私は前の妻とだいぶ前に離婚しており、好重も前の夫と死に別れていましたので、お互い、家庭生活には恵まれていませんでした。そんな中、50代なかばを過ぎて新たな人生の伴侶を見つけ、2人で一緒に生活していけることが、とても嬉しく、幸せだったのです。好重は大喜びで毎日が楽しいと言って、本当に元気に働いて暮らしていました。

好重が、「やまちゃん。ありがとう。私は生まれてこれまでの中で今が一番幸せよ。長生きしてね。」と言ってくれたことを思い出します。

2 しかし、幸せな生活は長くは続きませんでした。新居に引っ越してから4か月もたたない2006年1月3日、好重は、自宅のすぐ近くで、リースという米兵に殴り殺されてしまいました。

その日の朝、好重は、私の食事の支度とお弁当を作ってくれました。私は仕事が休みだったので横になっていました。好重に、「仕事に出るまで起きてようか」と言いましたが、好重は「仕事で疲れてるから寝てていいよ」といってくれました。これが、私達の最後の会話でした。

3 リースは、好重を殴って、馬乗りになってボクシングをするように両手で顔

面をぼこぼこに殴ったそうです。そして、何も抵抗できない好重をビルに連れ込み激しい暴行を加えました。

倒れている好重の襟首を掴み、壁に力一杯叩きつけ、振り回し、そしてフェンスにぶつけ血だらけになっている女性の顔面を足で踏みつけ、身体を踏みつけ、6本の肋骨が折れ、それが内蔵に突き刺さったということです。

好重の遺体と対面したとき、好重の顔は目と目の間がぱっくり割れて骨が見えていました。顔がぱんぱんに腫れ上がり、鼻が落ちこんで、もはや人間の顔ではなくなっていました。

4 リースの刑事裁判を傍聴したとき、防犯カメラの音声が法廷で流れました。リースが「マネー」と怒鳴る音、好重を殴る音、好重の「いやぁ」「助けて」「助けて・・・」と叫ぶ声、その声にお構いなしにリースが好重を壁や金属の柵のようなものに打ち付ける音、そして、最後に、息の音が止まるような「ううっ」といううめき声。あれが好重の最後の声でした。私は、傍聴席で泣きました。あの時、好重は私に助けを求めているのです。しかし、私にはそれができなかった。どんなに好重が怖かったか、苦しかったか、それを思うとたまらない思いです。この悔しさ、情けなさは一生消えません。

5 普通の強盗事件なら、最初に好重を殴って抵抗しなくなった時点で、バッグを奪って逃げるでしょう。しかし、リースの場合は違います。ビルに引きずり込んで、殴るのに邪魔だからといって、わざわざ好重の腕からバッグを外して、また殴り続けたのです。バッグを奪うことが目的ではなく、殺すことが目的だったのです。

一審判決は、リースが米軍で人殺しの訓練を受けた軍人であることを、全く考慮していませんが、おかしいと思います。殴る、蹴るだけの暴行で、原形をとどめないほどのひどい姿にさせる、これは普通の人間にできることではありません。人殺しを専門に訓練している兵隊にしかできない仕業だと思いました。

6 米軍基地の周辺では、特に深夜早朝の時間帯に酒を飲んだ米兵が他人に危害

を加える犯罪が多発しています。

米兵を監督する米軍が本気で犯罪をなくそうと思っていれば、深夜早朝の外出や飲酒を制限すればいいのです。米兵犯罪の多くは、横須賀基地周辺の地区で起きているので、そこをパトロールすればいいはずですが、米軍や国は、十分な措置をとってきませんでした。

リースは休暇がとれなかったことに不満を持ち、事件を起こす前から連日、バーに入り浸って深酒をする毎日だったということです。リースの上司は、リースが朝まで酒を飲んでアルコールが抜けないまま寝不足で勤務をくりかえしていたことに当然気付いていたはずですが、普通の会社でも、そんなことが続けば上司から注意を受けるのは当たり前です。まして、米軍は、軍隊なので厳しい軍規があるはずですが、リースのような米兵が酔って犯罪を起こす可能性があることは予想できたはずですが、リースに対して、外出や飲酒の規制をすることは、米軍の当然の責任ではないでしょうか。

米軍は、日本人を守るために日本にいるはずですが、それなのに、実際には、日本人に対する凶悪犯罪を起こして、日本人を傷つけ、殺しているのです。好重は、リースに声をかけられて、親切に道を教えようとして、殺されました。米兵を信用していた日本人に対して、あまりにひどい裏切りです。

米軍基地を日本においている日本政府も、リースが個人的な理由で起こした事件だと言って責任逃れをしています。日本国民を守るはずの日本政府は、なぜ、被害者を救済せずに米軍に味方するのでしょうか。

米軍や国がきちんと対策をしていれば、好重は殺されずに済んだのです。

7 好重が殺されてから5年以上経ちますが、好重のことを思い出さない日はありません。好重が使っていたものは、なに1つ片づけていません。

私はこの裁判で、好重を返してくれと言いたいです。それができないのならば、せめて、事件を防止できなかったことの責任をとって欲しいのです。米兵犯罪が繰り返されるたびに、米軍が好重の事件を何も反省していないのだと悔

しい気持ちになります。好重の死は一体何だったのだろうと思います。

二度と私たちのような被害者が出ないように、米軍や日本政府がしっかりした手だてをつくるような判決を出して下さい。心からお願いいたします。

米兵犯罪と沖縄

2011年6月16日

控訴人代理人 弁護士 仲山 忠克

8 控訴人代理人の仲山です。沖縄で生まれ育ち、沖縄弁護士会に所属しています。米兵犯罪と沖縄というテーマで発言させていただきます。

米兵犯罪－沖縄県民にとっての66年の戦後史は、それによって県民の生命・身体・財産が侵害され、その被害に泣かされた歴史であるとともに、その根絶に向けた闘いの歴史でもあります。

沖縄の施政権が返還された1972年5月15日から2010年までに発生した米軍構成員による犯罪検挙数は、交通事犯を除いて、5705件であり、2・5日に1件の割合で発生しています。そのうち殺人・強盗・強姦・放火の凶悪犯は約1割の564件で、25日に1件の割合で発生していることとなります。このような米軍犯罪の多発は、在日米軍基地の74%が沖縄に集中していることの反映であります。

沖縄県民は、とりわけ悪質な米兵犯罪の対してはその発生の都度、県民大会を開催し、島ぐるみの抗議行動でもって、その根絶を求めてきました。記憶に新しいところでは、1995年9月に発生した少女暴行事件に対しては全県で9万1000人が参加した大会あり、2008年2月に発生した女子中学生暴行事件では、土砂降りの雨の中、6000人が参加した大会があります。後者

の大会には控訴人の山崎さんの姿がありました。米軍犯罪が発生する度に、米軍当局は綱紀粛正の徹底と再発防止に努める旨公言しますが、その実効性はありません。

9 米兵犯罪が根絶しないのは、その発生が構造的なものだからです。

その中核的要因は、殺戮と破壊を基本的任務とする軍隊の本質に由来しています。日常的に殺人の訓練を受けた米兵が、基地外に出る時、その暴力性のみを基地内に置くことはありえません。身についた暴力性を帯びた米兵が基地外で行動する時、その暴力性が犯罪となって具現化することは不可避であるとさえいえます。本件事件の被害者好恵さんに対するリースの虐殺行為はまさにそのことを証明しているのです。

このように米兵犯罪が軍隊の本質に由来するものであるならば、米軍当局及び日本政府は、それを前提として犯罪予防・犯罪規制のための法的措置を講じなければならないはずですが、米兵の日本国内における法的地位を規定している日米地位協定は、そのような定めにはなっていないのです。そのことが結果的に米兵犯罪を助長する役割を果たしているのです。

すなわち地位協定は、刑事・民事の両事件について、公務上・公務外に区別し、刑事事件では公務上であれば日本国には第1次裁判権がないこと、公務外の事件では起訴するまで身柄拘束ができないことを定め、民事事件では公務外であれば全面的に米兵個人の責任であることを規定し、米軍当局や日本政府の責任を免除しているのです。民特法はそれをうけて規定されているのです。米兵犯罪はほとんどが公務外ですので、これでは米軍当局や日本政府が米兵犯罪の防止に本気になって取り組まないことは明らかです。沖縄県民が地位協定の見直しを要求しているのも、現行の規定では米兵犯罪を防止できないからです。

10 そもそも地位協定の公務上、公務外の区別に合理性があるのでしょうか。

地位協定は、公務上の事件で、もっぱら米軍に責任のある事件について、日本国がその損害額の25%を負担すると定めています。これは、日本政府が国

策として米軍駐留を受け入れたというのが理由であると思われ、それ以外には合理的説明はつきません。そうであれば公務上、外を区別することは不合理だといわざるをえません。国策による米兵の日本駐留は公務上に限定されていないからです。公務が終了すれば米兵は米国に帰国し、翌日また日本に入国して公務を行うという毎日の繰り返しは不可能であることは一見明白です。公務外の駐留もまた国策によるものです。国策による米軍駐留に、公務上、公務外の区別はありません。従って、公務上、外を規定した地位協定及び民特法そのものが改正されるべきではありますが、それは基本的に立法的解決をまたねばなりません。

しかし、立法の不合理性や不当性を法解釈によって克服・解消することができのであれば、そのような法解釈をとることが人権の砦としての司法権力に求められているのです。

一審判決は、公務外の米兵犯罪であっても、それが米海軍司令官の監督権限の不行使に基づくものであれば、米軍当局が民事責任を負う場合がありうることを一般原則として判示しながらも、本件事件についてはその適用を否定し、米軍当局及び日本政府を免責しました。これでは国民の人権は擁護されず、米兵犯罪の抑止的効果は発生しないのです。

米兵犯罪から我が国民の人権を守る努力は、すべての国民及び国家機関が取り組まなければならない課題であり、責務であります。そのことによって沖縄県民の苦難の歴史に終止符が打たれるスタートとなるのです。

- 1 1 先程、控訴人の山崎さんから本件訴訟に賭ける熱い思いが陳述されました。本件訴訟は妻好恵さんへの愛情表現としての闘いであることを痛感しました。しかもその愛情表現は、個人的な思惑や利害を超えて、好恵さんと同じような被害者をだしてはいけないとの決意を込めた、米兵犯罪の根絶に向けた司法による制度的保障の確立を求めるものとして提起されたのです。そこに本件訴訟の本質的意義が存するのです。これは、控訴人のみならず、本件訴訟に関わる

すべての者の共通の思いであり、願いであります。

このような国民の思いや願いを、貴裁判所が実現していただくことを切に期待しています。

本件の2つの特徴を踏まえない原判決の問題点

弁護士 高橋 宏

1 本件犯行の2つの特徴

本件事件には、2つの大きな特徴があります。

ひとつは、本件が米兵犯罪の典型であるということ、もうひとつは、そうはいいながら、他の米兵犯罪とは異なって、勤務時間外とはいっても、勤務開始時間の直前であり、しかも職務を利用して行われたという極めて特異なものであるということです。

したがって、民特法1条に基づく被控訴人国の責任を検討するについては、これらの2つの特徴を、法的にどのように評価するかが問われることとなるわけですが、原判決は、そのどちらの特徴についても、ほとんど検討をしませんでした。その結果、原判決の国の責任に対する判断は、誤ったものとなりました。

2 基地の提供に伴う危険の現実化

まず、米兵犯罪は、米軍・被控訴人国が、自ら創り出した、基地の提供に伴う危険が、現実化したものに他なりません、本件は、その典型例です。

(1) 加害者である兵士の本質

すなわち、第1に、米兵犯罪は、躊躇いなく人を殺害することが出来るように、米軍によって訓練された、兵士による犯罪であるという加害者側の危険が現実化したものです。本来、人は、同胞を殺戮することに、本能的な躊躇いを覚える生き物です。ところが、米軍は、過去の戦争経験をもとに総力を挙げて

研究・開発した訓練によって、本能的な躊躇いを取り除き、容易に他者の生命を侵害出来るような兵士として仕立てているのです。

そのように危険な状態に訓練された米兵が、深夜、長時間の飲酒によって、自制心を失った状態で、一般の市民と接触をもったときに、犯罪事件・事故が発生するに至ったとしても、そこには何の不思議もありません。そのことは、在日米海軍司令官が自ら「アルコールの濫用が、ほとんどの不祥事の原因となっています」等として、述べているところからしても、十分に認識されているところなのです（加害者側の危険要因）。

（２）被害者の置かれた状況

しかも、第２に、米軍も被控訴人国も、兵士がそのような危険な状態に訓練されていることを知らせると、基地周辺住民の反発を招き、反基地闘争等に発展しかねないことをおそれ、むしろ、「良き隣人政策」によって、危険な兵士の実情を覆い隠し、親切で安心できる存在であることを積極的にアピールしています。その結果、基地周辺住民は、危険な存在を危険と認識することが出来ず、本件被害者の佐藤好重が、自らリースに近づいていったように、危険に対して無防備な状態に置かれることとなっています。米兵犯罪は、このような状態に置かれた住民の被害者側の危険が現実化したものでもあるのです（被害者側の危険要因）。

（３）取り締まりの問題

加えて、第３に、日米間には、米兵犯罪に対する我が国の裁判権放棄密約が存在していることが判明しています。このため、米兵犯罪に対する司法的な抑止力はほとんど働かない状態になっており（取り締まりの危険要因）、米兵犯罪は、このことによる危険が現実化したものでもあるのです。

（４）米兵犯罪は、基地の提供に伴う危険の現実化

被控訴人国と米軍によって創り出された、以上の危険な要因が相まって、基地周辺住民は、米兵犯罪が、いつ発生しても不思議ではない危険な状態の中で

生活をしているといっても過言ではありません。絶え間なく発生する米兵犯罪は、基地の提供に伴うこれらの危険の現実化に他なりません。

国の基地政策に伴う危険が現実化してしまったときに、そのことによる損害を、被害者個人に負担させて良いのか、それが損害賠償の公平の理念に適うのか、ということが問われているのです。

米軍（上司）の監督に広範な裁量を認めて、その責任を否定することで良いのかということが問われているのです。

原判決の誤りは明白です。

3 本件のもうひとつの特徴

(1) もうひとつの特徴

本件のもうひとつの特徴は、他の米兵犯罪とは異なって、出勤時間中に、勤務場所の近辺において、しかも、米兵であることを利用して行った犯行であるということです。

リースは、午前6時45分から、勤務を開始しなければなりませんでした。

本件犯行場所は、米海軍横須賀基地の正面ゲートから約800メートルのところであり、場所的には米海軍横須賀基地と近接したところですが、とはいっても、正面ゲートから空母キティホークまで約1000メートルの距離があること等を考えれば、少なくとも、30分前には、本件犯行現場を出発しなければ勤務の開始に間に合いませんでした。すなわち、本件犯行現場を、午前6時15分には出発していないと間に合わなかったのです。

ところが、本件犯行は、その時間を10分以上も経過した午前6時27分から始まったのであり、しかも、勤務開始時間の僅か7分前である午前6時38分まで続いたのです。本件犯行は、出勤途上かつ勤務開始時間に直結した犯行そのものであった。

また、リースは、佐藤好重に、「ベース」といって道を尋ねており、米兵として出勤のために基地に戻らなければならないところ、道に迷ってしまったこと

を告げて、一般市民に対して協力を求めています。そして、親切にもその協力に応じてきた一般市民を、犯行の対象としたのです。

正に、米兵であることを利用して、勤務（職務）に直結して本件犯行に及んだものなのです。

(2) 「職務を行うについて」

したがって、「職務を行うについて」の解釈において、従来の判例の外形標準説に立ったとしても、本件は、「職務を行うについて」行ったものと、明らかに認められるべき事案です。

原判決は、この点についての控訴人の主張について、一切の理由を示すこと無く、単に結論だけを述べたに止まっているのであり、およそ判断をしたと呼ぶに値しません。

その誤りは、明らかです。

(3) 監督義務違反

また、この本件犯行の特徴は、米軍（上司）の監督義務との関係でも、極めて重要です。

一般社会人ですら、酒に酔ったまま出勤してはならない、睡眠不足で出勤してはならない、遅刻してはならない、というのは当然のことです。ましてや、高度の規律が要求される軍隊においては、規制以前の問題です。

したがって、朝まで飲んで勤務するような態度を改めるべく監督せよ、夜はちゃんと寝て正常な状態で勤務に臨むように監督せよ、時間通りに出勤するように監督せよ、というのは、ごく当たり前の監督行為なのです。しかも、それを尽くしていれば、本件犯行はなかったのです。

原判決のいう「専門性、技術性」の問題にすらならないのです。

控訴審で補充したとおり、本件犯行以前から、米兵犯罪については、深夜遅くまで外出し、飲酒した上で事件が起こるということが続いていました。しかも、そのことは、米軍も自覚していたのです。

にもかかわらず、上記の通り、ごく当たり前の監督行為さえしなかった結果、本件犯行が発生するに至ったのです。

このような場合にまで、米海軍上司らの監督に懈怠がなかったとし、米軍・被控訴人国に責任がないというのでは、民特法1条が規定する被控訴人国（米軍）の損害賠償責任は、単なる空文に過ぎないと言わざるを得ません。

平成21年（ネ）第3362号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 山崎正則

被控訴人 国

意見陳述要旨

平成23年6月16日

東京高等裁判所第24民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 中村晋輔

第1 本件強盗殺人行為が民特法1条「職務を行うについて」にあたることについて（控訴人準備書面（6）15頁以下）

1 危険責任の法理・報償責任の法理に基づく「職務を行うについて」の解釈

（1）米軍当局は、ブートキャンプにおいて、一般市民を殺戮行為を厭わない兵士へと、肉体的・精神的に改造し、米兵に対し、日常的に戦闘に備えた厳しい訓練を課しています。こうした危険な米兵を作り出しているのは、他ならぬ米軍当局です。そして、米軍当局は、米軍の艦船や米軍基地内の住居を生活の本拠としている米兵を米軍基地の外へ出すこと（先行行為）に

より、日本国民の生命・身体の安全に対する危険を自ら作り出しています。ですから、基地の外において米兵の危険性が現実化し、米兵が日本国民に対して損害を生じさせた場合、その損害は、危険を作り出し、その危険を支配している米軍当局が本来負担すべきものです（危険責任の法理）。

- (2) 米軍当局は、米兵を雇い、勤務時間の内外を問わず米兵を管理下において、米兵の活動によってアメリカ合衆国の利益を上げています。ですから、被用者である米兵が、派遣先において第三者に損害を与えた場合、その損害は、使用者である米軍当局が本来負担すべきものです（報償責任の法理）。
- (3) 民特法1条の「職務を行うについて」の意義は、米兵が米軍当局から緊急出動義務を免除されていない限り、「職務を行うについて」にあたる解釈すべきです。

一審被告リースは、本件強盗殺人事件当時、米軍当局から緊急出動義務を免除されていなかったのですから、本件強盗殺人行為は、民特法1条の「職務を行うについて」行われたものです。

2 外形理論をとったとしても本件強盗殺人行為が「職務を行うについて」にあたることについて

- (1) 非番の警察官が、警察官の職務執行を装い、被害者に対して不審尋問の上、拳銃で被害者を射殺して目的をとげた事案において、最高裁昭和31年11月30日判決（判例時報95号・553頁）は、国家賠償法1条について、「公務員が主観的に権限行使の意思をもってする場合にかぎらず自己の利をはかる意図をもってする場合でも、客観的に職務執行の外形をそなえる行為をしてこれによって、他人に損害を加えた場合には、国又は公共団体に損害賠償の責を負わしめて、ひろく国民の權益を擁護することをもって、立法趣旨とするものと解すべきである」としています。
- (2) 本件において、一審被告リースは、佐藤好重さんから現金を奪って自己の利を図るという強盗の意図をもって暴行に及んだのですが、米海軍横須賀

基地勤務の米海軍軍人である一審被告リースは、米海軍における勤務開始時間直前（約18分前）に、横須賀基地に近い場所（約800メートル）において、勤務場所である横須賀基地への道を好重さんに尋ねた行為は、客観的に職務執行の外形をそなえる行為です。そして、一審被告リースは、かかる道を尋ねる行為を利用して、好重さんに対する強盗殺人にまで及び、好重さんの生命を奪うという重大な損害を加えたのです。警察官という地位を利用した判例と同様に、米兵という地位を利用した本件において、被控訴人国が責任を負うのは当然なのです。

- (3) したがって、仮に、外形理論をとったとしても、一審被告リースによる本件強盗殺人行為は、民特法1条の「職務を行うについて」行われたものであり、被控訴人国は、民特法1条に基づく損害賠償責任を負うのです。

第2 米海軍上司らの監督責任～リバティカードプログラムのずさんな運用について（控訴人準備書面（6）107頁以下）

- 1 一審被告リースは、当初、横須賀に配属されたときには、午前0以降の外出が禁止される白（ホワイト）のリバティカードを所持していました。その後、午前0時以降の外出が許される青（ブルー）のリバティカードを支給され、本件強盗殺人事件を起こした時点でも、青のリバティカードを所持していました。
- 2 リバティカードプログラム通達には、「司令官、部隊長及び指揮官は、E-1からE-4までの、個人として成熟し責任が持てることを示した限られた軍人に対しては、例外を与えることができる」（甲338・添付書類（1）1頁）」、「個人の成熟性、責任感、説明責任を実証し、それゆえ、勤務時間外の事件に帰結する可能性が高い行動を行う危険を負うことなく夜通しの自由時間を享受することができる」と決意しているE-4からE-1までの海軍兵士一人一人に対して、参謀長、艦長は、個々の事例ごとの基準に

従って、夜通しの自由時間を与えてもよい。再検討委員会を通じて、上級上等兵曹と上級兵曹が、夜通しの自由時間を与える候補者を、参謀長、艦長に推薦することになる」(甲330)とされています。すなわち、午前0時以降の外出が可能となる、白から青へのリバティカードの変更は、例外的なものであって、厳格かつ慎重な手続きのもとに行われるべきものなのです。

しかしながら、その運用実態は、ウィード米海軍横須賀基地司令官によれば、「日本に来たばかりの若い人は、白い色。教育と訓練を受けたものは、数カ月たったところで、青いものに取り替えます。」と述べており(甲308・4頁)、リバティカードプログラム通達に規定されているように、個々の軍人ごとに、成熟性、責任感等を実証したかどうかを厳格に審査をするのではなく、数カ月たったところで、「青いものに取り替える」だけなのです。

一審被告リースは、平成17年12月12日に空母キティホークが横須賀基地に帰港して以後、どぶ板通りのバー「シャルタウン」において頻繁に飲酒する生活、しかも、日をまたいで翌朝までの飲酒を頻繁にしていたことが認められ、基地外において勤務時間外の事件を起こす危険性が高い状況にあったのであり、午前0時以降の基地外への外出が許容される青のリバティカードを保持すべきではなかったのです。

米海軍軍人の訴外ブッカーについても、飲酒規制違反を繰り返していたにもかかわらず、青のリバティカードを取得して以降、午前0時以降の外出が禁止される白のリバティカードに変更されることはありませんでした。しかも、訴外ブッカーに限らず、米海軍においては、深夜の時間帯において基地外で飲酒をすることが当たり前のように行われていました。

- 3 本件証拠をもとにしても、米海軍上司らは、自ら策定したリバティカードプログラムについて極めてずさんな運用をしていることが認められ、それ

だけをもってしても、米海軍上司らの裁量権逸脱にあたり、米海軍上司らの監督権限不行使の違法性が優に認められるのです。

第3 まとめ

米軍基地が存在することによる危険のリスクは、米軍基地の存在を認めている被控訴人国が負担すべきであり、損害賠償法理の基本原則である公平の観点からしても、本件強盗殺人事件について被控訴人国の損害賠償責任が認められるのが当然です（甲518・淡路論文・69頁）。

一審横浜地方裁判所は、日本国民の生命、身体の安全の確保という重要な利益を軽視し、米海軍上司らの広範な裁量を重視して、控訴人敗訴の結論を導きました。一審判決は、日本国民の生命、身体の安全の確保よりも、米軍の運用を優先した判決であり、日本国の司法権としての職責を放棄したものです。

当裁判所におかれては、日本国民の生命、身体の安全の確保という観点を十分にご考慮の上、控訴人の被控訴人国に対する損害賠償請求を認容する判決を強く求めます。

以上

監督権限不行使の違法性

篠原義仁

- 1 私たち日本国民が求めている米兵の規律保持は、人間として社会生活を営む上で、きわめて初歩的、常識的な規律です。

米海軍上司の監督権限不行使の違法性と警察庁による指揮監督権限不行使の違法性（具体的には、米兵犯罪が多発する横須賀基地1 km 区域内での犯罪予防のための防犯パトロールの未実施の違法性）について、ここでは前者に重点をおいて述べることにします。

まず、その大前提として強調しておきたいことは、本件米兵犯罪の最大の原因として問題となっているのは、第一に深夜から早朝にかけてまで外出して遊興し、寝不足で勤務しようとしている米兵、すなわち寝不足勤務に対し、第二に、深夜、早朝にかけて飲酒行為をつづけ酒酔い状態で勤務しようとしている米兵、すなわち酒酔い勤務に対し、第三に、正規の勤務時間に遅刻して勤務しようとしている米兵、すなわち、遅刻勤務に対し、米海軍上司は、どのような監督権限を行使すべきか、ということです。

寝不足、酔っぱらい、遅刻勤務、そしてこれに対応する監督は、社会常識に属するレベルの規律を守れということで、会社でも学校でもごくごく基本的に行われている監督権限の行使にほかならず、ましてや、軍律の厳しい兵士に対する監督にあっては初歩的規律の遵守の徹底にほかなりません。

控訴人山崎さんの求める監督権限の行使は、決してハードルの高いものではなく、米兵はもとより、一般市民としても最低限求められるごくごく初歩的な社会規範に対する監督で、これから述べる4つの要件のハードルはきわめて低いものであり、米海軍上司の監督責任は認められて当然となっています。

2 規制（監督）権限不行使の違法性の判断枠組みについて

ところで、規制（監督）権限不行使の違法性の捉え方については、大きく分けて筑豊じん肺、関西水俣病訴訟などの最高裁の判例理論に示される裁量権消極的濫用論と裁量権収縮論とがあることは広く知られています。

これを宇賀教授の用語に従ってご説明すると次のようになります。

宇賀教授は、「裁量権収縮の理論が、ある状況下で裁量が収縮して裁量がゼロになるという発想であるのに対して、裁量権消極的濫用論は、裁量は存在し

たまま、その限界を超えるという発想である。このように、両者の発想は異なるが、説明の仕方の相違にすぎず、いずれにせよ、作為義務が生じていることが不作為の違法の前提となる。そのため、両者の相違自体、常に明瞭に意識されているわけではない、」

と説明し、結論としては、両説の考え方は「説明の仕方の相違」にすぎず、具体的に検討されるべき要件は同一に帰するという趣旨のとりまとめを行っています。

そして、検討されるべき要件は4つで、①被侵害法益の重要性、②予測可能性の存在、③結果回避可能性の存在、④期待可能性の存在（これに補充性の要件を含めるか、別に第5の要件にするかの整理の差あり）が、作為義務発生の要件、違法性判断の要件と整理されています。

さらに、「①の要件については、被侵害法益が生命、身体のように重要なものであるほど、作為義務が認められやすくなる。

②の要件は、いかなる立場であれ作為義務を肯定するために不可欠である。

しかし、どの程度の見込み可能性を要するか、たとえば、危険が切迫していることを必要とするか、蓋然性があれば足りるかの問題がある。しかし見込み可能性の程度は、一概に決めることはできず、後述するように、外の条件との関係において異なりうる。

③の要件についても、いかなる場合であれ、規制権限の不行使による責任を認める以上、当該権限の行使により結果を回避しえたことが必要条件となろう。もっとも、どの程度容易に結果回避が可能であれば足りるのかという問題がある。極めて容易に結果を回避しうる場合と、財政的、技術的、社会的制約のために、当該権限の行使にかなりの困難が伴う場合がある。この点もまた、一律に決することはできず、他の諸条件と相関関係にある。

④の要件については、補充性の要件と別扱いにされることも少なくないが、補充性の有無は、期待可能性を判断する重要な要素と考えられ、④の中に補充

性の要件を包摂する方が妥当と考えられる。したがって、私人が自ら危険を回避することが困難で行政の介入が期待される場合には、作為義務が認められやすくなる。すなわち、国民自らが、容易に危険を知り、これを回避しうる場合には、行政介入への期待は弱まることになる。国民が行政庁に依存せずに自衛しうるためには、安全性に関する情報が十分かつわかりやすいかたちで開示されていなければならない。」

とし、さらにその上で、

「もっとも、以上の要件は、一応、相互に独立したものである反面、互いに密接に関連しており、結局は、総合判断ということにならざるを得ない。①の法益が重大であれば、当然、④の期待可能性は、それだけ高くなる傾向があるし、②についても、①の被侵害法益との関連が重要であり、生命侵害や重大な身体侵害が予想される場合には、相当程度の危険の蓋然性があれば、規制権限の行使が要請されるであろうし、逆に被侵害法益がそれほど重要でなければ、より具体的な予見可能性が必要となるであろう。また、私人自ら危険を回避することが困難なため、④の期待可能性が高い場合には、やはり、厳格な予見可能性を要求することは適切でない。③についても、①の法益が重大で、②に関しても、危険が切迫しており、また、他に適切な救済方法がなく、④の期待可能性が高いときには、当該権限の発動に多少の困難が伴っても、結果回避可能性ありとされうる。さらに、④の期待可能性自身、①の被侵害法益が重大であったり、③の結果回避が容易であったりすれば、それだけ高くなるわけで、個々独立に要件の充足を認定しうるわけではない。しかし、総合判断において斟酌されるべき要素を摘示することは、分析の精緻化のために必要であろう。」

として、要件を定式化した上での総合判断を強調しています。

本件においてもこの裁判枠組みは重要で、但し、③の要件のなかで検討される財政的、技術的、社会的制約は水害訴訟等ではきわめて重要な要素となりますが、本件では深夜、早朝の外出規制、飲酒規制、もっとシンプルに寝不足、

酔っぱらい、遅刻勤務という事実行為とそれに起因する本件犯罪の発生が判断対象なので、それは判断要素となりえず、また、本件一審判決が総論的に述べた専門性、科学性の要素も問題となることはありません。

3 「違法性」に係る具体的検討

以上の要件を前提に、本件の監督責任を検討することになりますが、本件では、第一の要件、被侵害法益は生命、身体に対するもので、その要件の下では必然的に外の三要件の充足は緩和され、規制権限に係る裁量の幅は縮小されることとなります。

ましてや、本件犯行は、刑事判決、本件一審判決が指摘するとおり、動機が強盗目的でその非道徳性、悪質性はもちろん、殺傷行為自体の理不尽性、執拗性、残虐性から明らかのとおり、凶悪そのものです。

また、第4の期待可能性、補充性の要件との対比でいえば、米国主導の「良き隣人政策」の展開の下で佐藤好重さんは、一点の疑いをもつことなしに、基地ゲートへの道を尋ねられたことに対し、親切にもそれに対応したが故に、この残虐、非道な被害にあったのであり、好重さんの手には犯罪防止の手だてはなにひとつありませんでした。

「良き隣人政策」が仇となったのです。

以上の要件の充足のもとでは、第二の要件の予測可能性と、第三の要件の結果回避可能性は、斟酌されるべき要件の総合判断の結果として相対的にそのハードルは低くなっています。

さらにいえば、結果回避可能性に係る具体的措置は、冒頭で述べたとおり、寝不足、酔っぱらい、遅刻の社会規範としての常識に反する、極めて非倫理的な低水準の欠如に対する監督権限の発動であり、強盗殺人という重大な利益の防止、予防と対比してみても、その容易さは、た易く理解することができます。

それは「(こうした) 規制権限を行使すれば、いとも容易に結果の発生を防止できた」(遠藤博也教授「危険管理責任における不作為の違法検討」北大法

学論集 36 卷 1・2 号) ということであり, そして, 「(こうした) 規制権限の内容, 程度は, 被規制者にさほどの損失を与えないもの」(都築論文) である以上, 被侵害法益の重大性からして, 規制権限不行使の違法性は認められて当然となっています。

(注) 「被規制者にさほどの損失」を与えないことについては, 最終準備書面 94 頁及び 104 頁以下参照。

4 予測可能性の検討

最後に, 第二の要件, 予測可能性についてです。

一審判決 (21 頁) は, 米兵犯罪 (凶悪犯罪) の発生状況については, 本件犯罪以前の犯罪の連続的発生には眼をつむり, その一方で本件事件後の犯罪事実についてはこれを具体的に事実摘示し, かつ, 控訴人主張の規制措置の実効性 (効果) を認めるに至っています。

しかし, 一審判決の判示は全く事実を無視しているところであり, 米兵犯罪の連続的発生は, 本件犯行の前後において異なるところはありません。

控訴人は, 従前の主張を再整理して, 最終準備書面 77 頁以下及び 101 頁以下において長文にわたってその事実の指摘を行い, 法律的評価を行っています。

これについては, 主張に対応して犯罪事実を年表風に経年的に整理し, その上で裁判所の理解を助けるため, 甲号証との対応を明確にするための一覧表を作成しているところであり, ご参考にして頂ければと考えています。

本件犯行の前と後との比較でいうと, 本件犯行前の平成 14 年 9 月 3 日には空母キティホークの艦長が更迭される事態にまで至っているものであり, これらの事実と本件犯行日に至るまでのくり返しの米兵による凶悪犯罪の具体的事実は, 本件に係る第二の要件, 予測可能性を充足するのに十二分といえます。

5 まとめを代えて

最終準備書面で詳述したとおり, 神奈川県内において米兵の犯罪は, 飲酒がらみで, そして, 深夜, 早朝の時間帯に事件が発生しつづけ, 在日米海軍当局

には地方自治体等から何度もくり返し、軍人・軍属の規律保持と犯罪防止を強く要請されてきました。こうした状況の中で、被告リースによる本件不法行為が発生し、日本国民の尊い生命が奪われる結果となりました。したがって、前記4要件に照らしていえば、①佐藤好重さんの生命という重大な法益が侵害され、②米軍人・軍属による事件・事故、とりわけ飲酒絡みの、深夜、早朝の時間帯の事件・事故が本件以前から多数発生していたのですから、本件犯行の予見可能性が認められ、③在日米海軍上司による部下に対する適切な措置（本件においては、外出規制措置、飲酒規制措置などの規制措置）に対応して、本件の結果回避可能性が認められ、④米軍人による事件・事故を起こさないことは、地方自治体等の再発防止要請がくり返しなされていたことから、期待可能性が認められるところです。

よって、本件において、米海軍上司の被告リースに対する監督義務違反の違法性が認められ、被告国は民特法1条責任を負うことは明らかです。

平成21年（ネ）第3362号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 山崎正則

被控訴人 国

陳述要旨

平成23年6月16日

東京高等裁判所第24民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 田 淵 大

輔

1 本件では、横浜地裁における第1審判決によって、米兵リース個人の控訴人に対する損害賠償責任が確定している。そのため、被控訴人に対する請求の内、米兵リースが佐藤好重を殺害した行為が、民特法1条の適用上、米兵リースの「職務」に関連する行為であるとして被控訴人の賠償責任が肯定された場合、国賠法1条1項の適用が認められる場合と同じく、被控訴人の責任と米兵リース個人の責任との関係が問題となる。

この点、国賠法1条1項に基づいて国又は公共団体が賠償責任を負う場合、公務員個人の責任は問われないとする判例がある。しかし、国又は公共団体が賠償責任を負う場合に、公務員が個人責任を問われないのは、公務員が職務執行にあたり、個人責任を問われることを恐れるあまり、公務に萎縮効果を生むことを避けるためである。そうであれば、公務員が職務執行にあたり通常求められる注意義務を尽くしていたならば免責を認めるとしても、公務員個人に故意又は重過失がある場合にまで、免責を認める理由は無い。

現に、国賠法1条2項は、公務員に故意又は重過失があるときは、国あるいは公共団体から公務員個人に対する求償を認めている。また、公務員個人の免責を認めた判例も、「本件のような事実関係のもとにおいては」公務員個人に賠償責任を負担させないとの判断を示しており、公務員個人に故意又は重過失があった場合にまで、公務員個人の賠償責任を免除するとの判断を示しているわけではない。そのため、公務員個人に故意又は重過失があったときに、公務員個人についても賠償責任を認めた下級審の判決は多数存在する。

そして、本件における米兵リースの加害行為は、強盗殺人罪に該当する故意の犯罪行為であるから、米兵リースの加害行為を契機として被控訴人に賠償責任を認める場合でも、米兵リースの賠償責任と被控訴人の賠償責任とは両立し、両者の責任は不真正連帯の関係となる。

2 第1審判決は、被害者佐藤好重の内縁の夫である控訴人に、固有の慰謝料と

して1200万円を認めた。相続人ではない内縁の夫に1200万円の固有の慰謝料を認めたことは、米兵犯罪の被害者に対して、一般的な損害賠償の基準によって算出される慰謝料額を大きく上回る慰謝料額を認容した判決として評価することができる。

ところで、米軍は、普通の一般市民に過酷な訓練を課すことで、強靱な肉体と人を殺す術を身につけ、しかも人を敵として殺すことを躊躇わない精神構造を身につけた「殺人マシン」を大量に作り出し、日本に駐留させている。同時に、米兵が危険な「殺人マシン」であるにもかかわらず、「良き隣人政策」によって、米兵が一般市民にとって、危険な存在ではないとの誤った印象を植え付けている。そればかりか、地位協定上は日本国に留保されている、公務外の米兵犯罪に対する第一次裁判権を日本国に放棄させる不当な内容の密約を日本政府との間で結び、日本国が米兵犯罪を厳しく処罰することを妨げている。

このように、米軍は、主体的に日本国民の安全に対する危険を生み出しており、しかも、米軍が日本に駐留することで利益を得ている主体は他ならぬ米軍である。

そのため、米兵犯罪に対する米軍の責任は、まさに主体的な責任であり、米兵犯罪を契機として民特法上の賠償責任が発生する場合、直接犯罪を行った米兵以上の責任が米軍にあることを前提として賠償額は決められなくてはならない。

加えて、米兵犯罪の背景には、米軍の対応がおざなりであることや、米軍が最低限の監督責任すら果たしていないことがある。そして、本件は、まさに、米軍の対応がおざなりで最低限の監督責任すら果たしていなかったことで発生した強盗殺人事件である。そのため、不法行為制度の制裁機能・抑止機能に鑑みれば、米軍に対する一種の制裁、あるいは、米軍に米兵犯罪防止を動機付けるといった観点からも、賠償額は増額されなくてはならない。

以上のことから、第1審判決によって米兵リースに対して支払が命じられた

以上の賠償額の支払が、被控訴人に対して命じられなくてはならないのである。

- 3 本年3月、ケビン・メア米務省日本部長が米務省内で行った講義の中で、「沖縄はごまかしとゆすりの名人」、「怠惰でゴーヤーも栽培できない」、「沖縄人はプエルトリコ人のように肌が浅黒くて背が低く、(言葉に)なまりがある」、「日本人は和の文化をゆすりの手段に使う」等と発言したことが報じられた。

米国の対日政策において要職にある者が、このような発言をすることは、米国の日本人に対する差別意識、優越意識が極めて根深いものであることを如実に物語っている。同時に、このような差別意識、優越意識が根底にあり、日本人を対等な人間として見ていないが故に、日本人が被害者となる悲惨な犯罪がどれだけ繰り返されようと、米軍は本気で抜本的な米兵犯罪の防止策を講じることをしないのである。

本件は、米軍が、米兵の深夜の基地外での飲酒を禁止する等、米兵の飲酒に対する規制措置を講じていれば、容易に回避することができた事件であった。また、米兵を、日々の勤務に遅刻させないという最低限の監督責任を米軍が果たしていれば、同様に回避することができた事件であった。米軍が、最低限の責任を果たしさえしていれば、佐藤好重は死ななくて済んだのである。

米軍が真剣に米兵犯罪の防止に取り組まない状況に対して、本来であれば、日本国民の生命・身体を守る責務を負っている日本国政府が、断固たる対応をしなくてはならない。しかし、日本国政府は、地位協定によって公務中の米兵犯罪に対する刑事裁判権を放棄しているだけでなく、不当な密約を結んで、本来、我が国が厳格に行使しなければならない公務外の米兵犯罪に対する刑事裁判権についてまで放棄してしまっている。しかも、地位協定はおろか、この不当な密約についてさえ、これを改めさせようとの姿勢は、日本国政府には見られない。日本国政府が米兵犯罪に対して厳しい姿勢をとらないために、米国政府・米軍にも、米兵犯罪を本気で撲滅しようとの姿勢は見られない。せ

いぜい、日本国内での反米感情の高まりが、米軍が日本へ駐留し続けることの妨げとならないよう、適度に対処していれば良いと高をくくっているのである。その結果として、日本国民が被害者となる悲惨な米兵犯罪が、未だに絶えることなく繰り返され続けているのである。

行政府や立法府が日本国民の生命・身体の安全という最低限の人権を守る責務を果たさないのであれば、日本国民にとって救いを求める最後の途は、人権保障の「最後の砦」たる司法を置いて他に無い。しかしながら、米兵犯罪に関しては、司法も、人権保障の「最後の砦」としての役割を果たすことを怠り、米軍が米兵に対する監督責任を果たしていない現状を追認してきた。

本件は、事実関係を正しく理解し、国家賠償責任に関する従前からの議論に則って判断を行えば、民特法上の賠償責任が当然に認められる事案である。後は、裁判所が、日本国憲法によって求められている人権保障の「最後の砦」としての役割を果たすだけの気概と覚悟を持ち得るか否かである。

原子力発電所の運転差止めを求める訴訟において、過去に唯一、原子力発電所の運転停止を命じた井戸謙一元判事は、このように述べている。「結果として、司法はほとんどが今までの原子力行政、あるいは電力会社の仕事を追認してきたわけで、そこでいろいろな警告を発していれば、こういう事態はなかったかもしれない。最後の砦であるという自覚をより深刻に持って仕事することが、これからの裁判官に求められるのではないかと。」

裁判所におかれては、米兵による凶悪な犯罪によって、現実に、日本国民の幸せな生活が破壊されているのだという意識を持って、自らが果たすべき役割に真剣に向き合っていただきたい。その上で、米兵犯罪の根絶という全ての日本国民の願いに資する判決を下されんことを切にお願い申し上げます。

以上